



® 平成 30 年 1 月 9 日 (火)

No. 14602 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務②

インド知財2017年十大ニュースと2018年の展望… (1)

☆[春宵一刻] 技術移転と産業革命の契機… (7)

☆知的財産研修会(欧州特許条約における補正要件) (8)

インドにおける知的財産実務 ②

インド知財2017年十大ニュースと 2018年の展望

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 白井 紀充

外国弁護士 仲居宏太郎

第1 はじめに

本号では、インドの知的財産に関連する2017年の十大ニュースを取り上げ、その概要と2018年の展望について解説する。インドの知的財産と言っても、特許、商標、意匠等、その対象は幅広く、インドで事業を展開する各日系企業の業務分野によって関心

の大きさも異なるものと思われる。そのため、2017年の1年を通じて日系企業の知財担当者や知財法務を扱う弁護士等の専門家の間で話題になったトピックの中から、多くの日系企業に影響を与え、かつ、今後の実務において重要と思われるものを、10のテーマにまとめる形で取り上げた。読者の皆様が、



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後 水白 金岩 井松 渡岡
弁理士 井藤 本江 森見 上宮 部野
弁理士 晴義 克久 品慎 尋理 光
建男 光則 司啓 一統 恵男

会長 弁理士 浅池 望井 浅橋 田中 伊福
村田 月上 野本 統山 藤井
幸良 洋裕 裕 博 由
皓弘 次一郎 之誠 登里 淳

副所長 弁理士 浅平 下畑 弓北 龜水 田林
村山 村中 削川 山野 中
昌啓 克孝 麻 育 裕 祐 祐
弘子 彦之 理亮 也 宣子 三

弁理士 山 龜 大新 高 篠 原 大 日 方
弁理士 口 岡 塚 村 田 田
康 幹 一 守 伸 卓 亮 和
明 生 貴 男 一 宏 太 幸

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅 村 昌 弘 高
弁理士 和 田

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

弁理士 後 藤 晴 男

弁理士 松 川 直 樹

弁理士 和 田 研 史

この1年におけるインドの知的財産に関連する動きを振り返り、来年に向けたインドの知財戦略を考える上で、少しでも参考になれば幸いである。なお、本号の内容は2017年12月14日現在の情報に基づくものである。

第2 インド知財2017年の動向及び考察

1. 商標法関連

(1) 新商標規則の施行

ア 概要

2017年3月6日、新たな商標規則(Trade Mark Rules, 2017。以下、「新商標規則」という。)が施行された。主要な変更点は、以下の通りである。

- ・ 出願書類の書式が従来の74種類から8種類に変更された。
- ・ 商標手続に関する手数料が値上げされた。ただし、個人、スタートアップ企業、小規模企業には、低額の料金が設定された。
- ・ 電子申請をする場合の手数料が、紙媒体での手数料から10%減額された。
- ・ 音商標の規定が新設された(30秒未満のMP3形式のファイル及びその楽譜を提出する必要がある。)
- ・ 周知商標を認定する手続が新設され、何人も、所定の手数料の支払及び様式の提出により、ある商標を周知商標として認定するよう請求できるようになった。また、周知商標の認定に先立ち一般公衆に異議申し立てをする機会が与えられた。周知商標とは、需要者及び取引者に広く知られている商標をいい、周知商標であれば、それと類似の商標の商標登録をしていなくとも、当該類似の商標に関し他人が商標登録することを禁止することができる。なお、従前は、商標権侵害訴訟において裁判所が周知商標を認定していた。

イ 考察

新商標規則の施行は、商標審査の効率化及び迅速化を主眼に置いたものである。手数料の増額により、必要性の乏しい商標の出願及び更新が減り、また、紙媒体による手続の手数を割高にすることにより、電子手続の利用が進むことが予想される。審査の遅延やイ

ンド特有の制度への対応に苦慮する日系企業が多い中、新商標規則の施行により、手続の効率化及び迅速化が期待される。

周知商標の認定制度については、周知商標の権利者にとって、インドにおける詐称通用訴訟(後述)がより利用し易くなると考えられる。すなわち、インドでは、外国で登録及び使用されている商標について、第三者が、先にインドで商標出願することにより、真の権利者との間で紛争となる事例が多かった。周知商標の認定制度の新設により、周知性の主張・立証が容易になることが予想される。

(2) プリウスを巡る商標権侵害訴訟におけるトヨタの敗訴

ア 概要

インド最高裁判所は、2017年12月14日、トヨタ自動車株式会社(以下、「トヨタ」という。)による、インド地場企業であるPrius Auto Industries 及びPrius Auto Accessories Private Limited(以下、「被告ら」という。)に対する、商標「プリウス(Prius)」に係る商標権侵害訴訟の上告審において、トヨタの訴えを退ける旨の判決を下した。

トヨタが商標「Prius」の使用を開始したのは1995年のことであるが、インドでプリウスの販売を開始したのは2010年になってからであった。一方、被告らは、2002年に、インドにおいて「Prius」を商標登録していた。トヨタは、2009年、商標「プリウス(Prius)」の使用差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起した。それに対し、デリー高等裁判所(以下、「デリー高裁」という。)単独審(Single Bench)は、2016年7月、トヨタが被告らによる商標登録に先立ち、外国において商標「Prius」を使用し、その商標が著名になっていた点を重視し、被告に対し、「Prius」の商標の不使用及び100万インドルピー(約164万円)の損害賠償を命じる判決を下した。ところが、被告らの上訴を受けたデリー高裁合議審(Division Bench)は、トヨタに対し、逆転敗訴判決を下した。トヨタは、デリー高裁合議審の判断は、確立されたインド商標法(Trademark Act, 1999)の解釈と矛盾すると